

特集 税

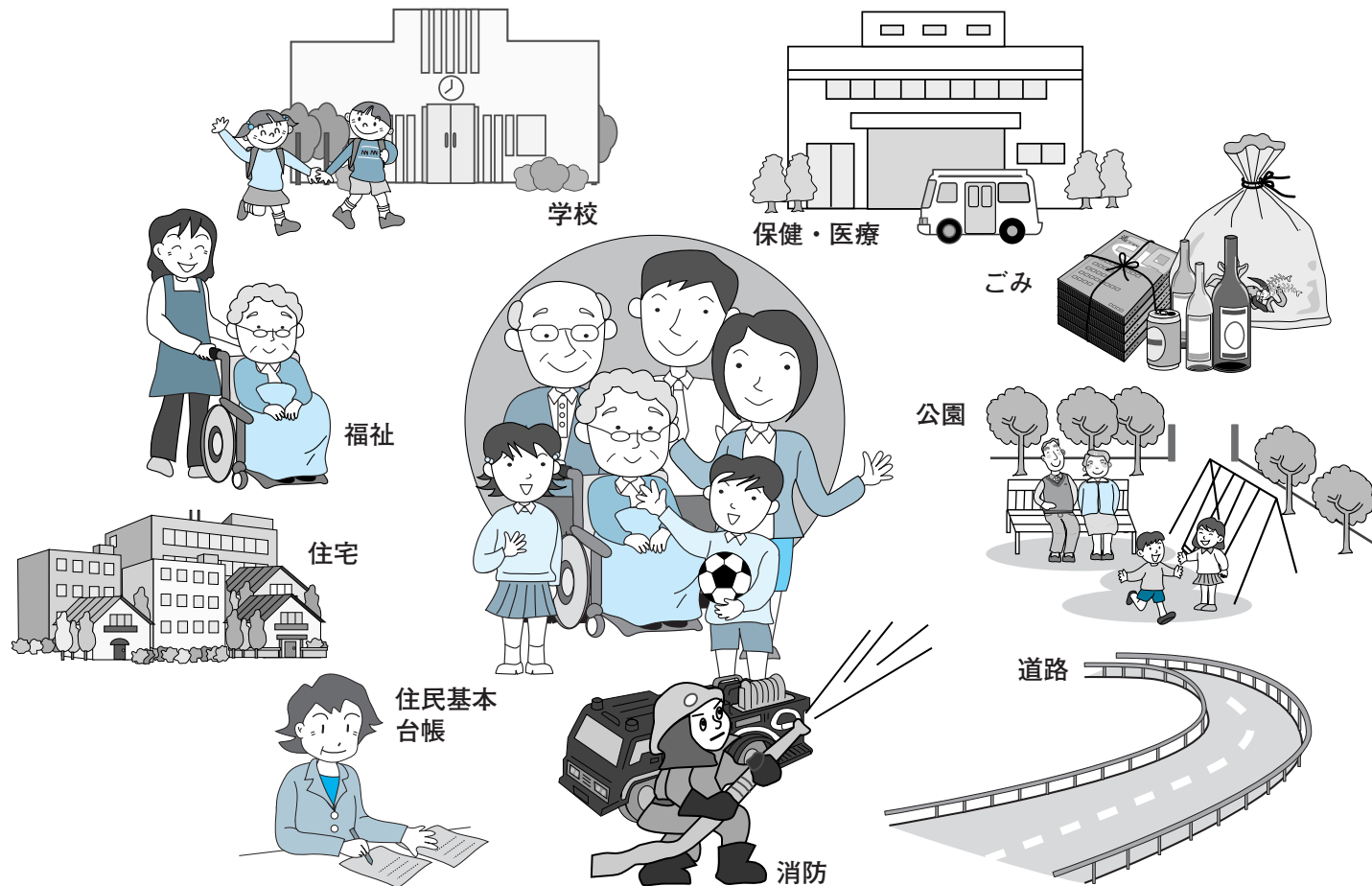
市税がささえるまちづくり

誇れるふるさと草加の創造

平成22年
2010年 2月5日

特集に関する問い合わせ先

草加市 総務部 市民税課・資産税課・納税課・収納対策室
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 ☎048-922-0151(代表)



— 特集 —

1 個人の市民税・県民税について
2 固定資産税・都市計画税について
3 市税の納期内納付のお願い

4 面下段
4 面上段
2・3 面

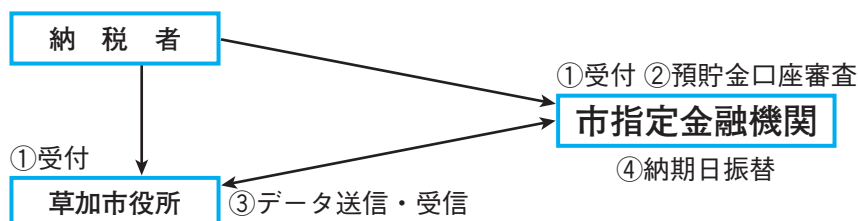
平成21年度一般会計歳入予算629億5200万円のうち、市民の皆さまに納めていただく市民税や固定資産税などの市税は56.1%を占め、353億1084万円となっています。

市では、市税を主な財源として市民の皆さま一人ひとりが、安全、安心で快適に生活できるまちづくりをめざして、福祉、保健・医療をはじめ、快適な環境づくりや、教育、災害対策など、市民のニーズに対応し、市民の視点に立った行政サービスを行っています。

市税は、このような行政サービスに必要な経費をまかなうための貴重な財源であり、市民の皆さまに広く、公平に分担していただくものです。

口座振替

市税などの納付は、簡単・便利な口座振替を利用してください。
申込手続きには、納税通知書と預貯金通帳・その印鑑を持参してください。



*口座の預貯金残高が不足すると振替できませんので注意してください。

コンビニ納付

草加市の税金はコンビニエンスストア(以下、コンビニ)でも納められます。
納付書裏面に記載されているコンビニを利用してください。
※納付の際はバーコード付きの納付書を利用してください。なお、以下の納付書はコンビニでの取り扱いができませんので、金融機関等で納めてください。
・納期限が過ぎた納付書
・各期の納付額が30万円以上の納付書
・バーコードのない納付書や汚れなどでバーコードが読み取れない納付書

納税相談

期別納付が困難な人のために納税相談窓口を開設しています。
納税相談により分割納付できる期間は原則1年間です。期間内に完納が見込めない場合は分割できず、通常の期別納付になりますので注意してください。

水曜夜間窓口

納税窓口は、水曜夜間と日曜日にも開設しています。
水曜日 夜間午後5時～午後9時まで(休日を除く)
日曜日 午前9時～12時30分まで

日曜窓口

問い合わせ先

口座振替に関することは…☎048-922-1098(管理係)
納付及び相談に関することは…☎048-922-1124(納税係) ☎048-922-1126(調査係)

市税等納期一覧表

平成22年度市税等納期		
納期限	税目	
5月31日	固定資産税 ¹ 期 都市計画税	軽自動車税全期
6月30日	市民税・県民税1期	国民健康保険税1期
8月2日	固定資産税 ² 期 都市計画税	国民健康保険税2期
8月31日	市民税・県民税2期	国民健康保険税3期
9月30日	国民健康保険税4期	
11月1日	市民税・県民税3期	国民健康保険税5期
11月30日	国民健康保険税6期	
平成23年 1月4日	固定資産税 ³ 期 都市計画税	国民健康保険税7期
1月31日	市民税・県民税4期	国民健康保険税8期
2月28日	固定資産税 ⁴ 期 都市計画税	国民健康保険税9期

1

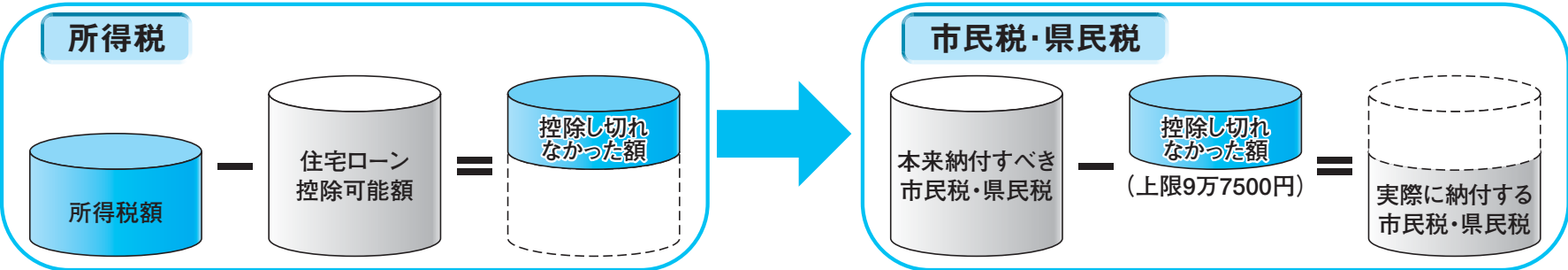
個人の市民税・県民税について

問い合わせ先 市民税課 ☎048-922-1042

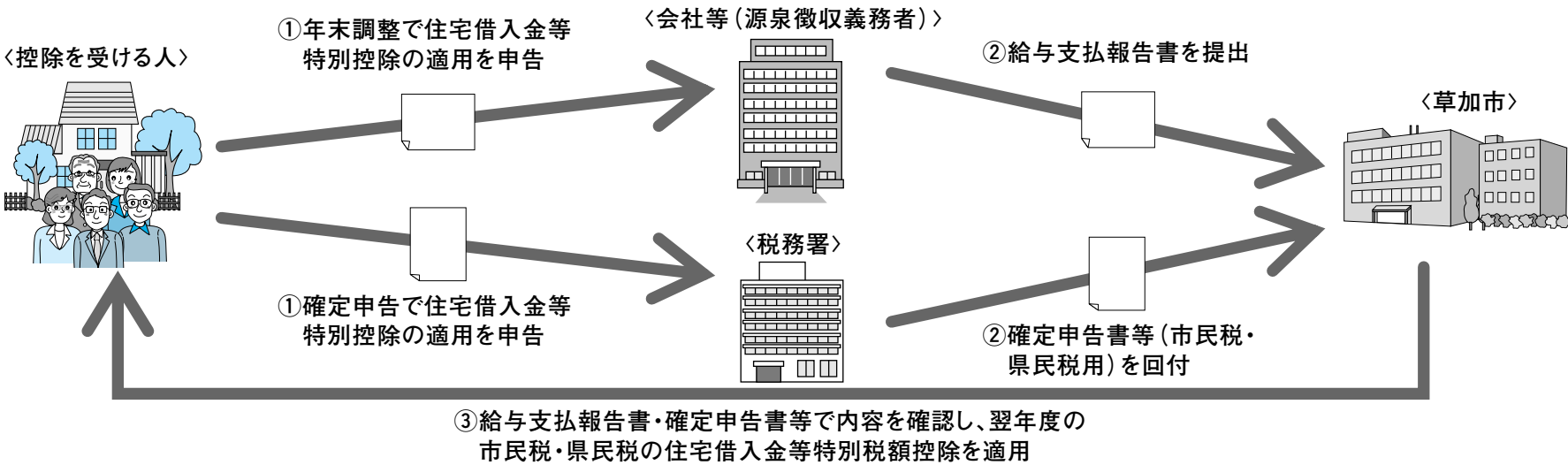
住宅ローン控除が変わります

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額を翌年度の市民税・県民税から控除できます。

- ①平成21～25年に入居の人の市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除が創設されました
- 景気低迷の現状を踏まえ、住宅投資を活性化するために、平成21年～25年の間に入居した人を対象として市民税・県民税からの住宅借入金等特別税額控除が創設されました。これは、平成21年分以降の所得税から控除し切れなかった住宅借入金等特別控除額（上限9万7500円）を平成22年度以降の市民税・県民税から控除するというものです。
- なお、確定申告で住宅借入金等特別控除の手続きをすれば、市への申告は必要ありません。

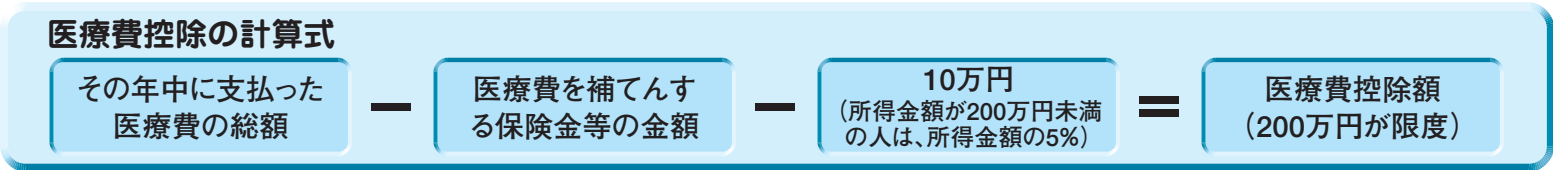


- ②市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除の申告が不要になります（平成11～18年に入居した人）
- 年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除をしたサラリーマンの人は、市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要になりました。



医療費控除の流れ

医療費控除とは？
本人または本人と生計を一にする配偶者や親族の多額の医療費を支払った場合、所得控除の適用があり、市民税・県民税の軽減や所得税の還付を受けられる制度です。
※**還付の対象は所得税を払った人**です。また支払った医療費が全額還付される訳ではありませんので注意してください。
※所得税がかかっていない人でも、市民税・県民税がかかる場合は、医療費控除によって税額を軽減できる場合があります。



STEP 1 控除できるか確かめよう！

医療費控除の対象となる人

●1年間の医療費の支払いが10万円を超える人

●所得金額が200万円未満の人で、1年間の医療費が所得金額の5%を超える人

STEP 2 準備しよう！

1.源泉徴収票
勤務先・日本年金機構等から交付されたもの（コピーは不可）を確定申告書に添付してください。

2.医療費の明細書
医療費の支払先が多い場合や医療費が高額な場合に確定申告書に添付してください。

3.医療費の領収書
必ず原本を添付してください（コピーは不可）。

4.印鑑
認印でも可。

5.通帳
確定申告をする人の名義のもの。

6.健康保険・保険金などで補てんされている金額がわかるもの
確定申告書に添付するか、申告の際に提示してください。

STEP 3 確定申告をしよう！

●申告期間は2月12日（金）～3月15日（月）

●場所はSKIPシティ（埼玉県産業技術総合センター：川口市上青木3-12-18）1階多目的ホール

2月16日（火）～26日（金）（土・日曜日を除く）は関東信越税理士会川口支部の協力で草加市立中央公民館でも受け付けます。

65歳以上の年金特別徴収
納税通知書の読み方を解説します！

平成21年10月から始まった公的年金に係る市民税・県民税の年金からの特別徴収。
従来の納付方法と異なる点が多いため、対象者となる65歳以上の年金受給者からの問い合わせが数多く寄せられています。
今回は、納税通知書の読み方を通して、納付方法について解説します。

年金収入のみの場合

年税額
市民税・県民税額の合計額

差引普通徴収税額
年税額から年金特別徴収税額を差し引いた税額(個人払いの合計額)

年金特別徴収税額
年金から特別徴収(引き落とし)される月と金額を記載

年金特別徴収
特別徴収を行う公的年金の種類と支払者の名称

普通徴収税額 第1・2期
年税額の約半分を2期に分けて支払う

普通徴収税額 第3・4期
年金から特別徴収されるため、直接支払う必要がない

年金収入とその他(給与、営業、不動産等)の収入がある場合

年税額
市民税・県民税額の合計額

差引普通徴収税額
年税額から年金特別徴収税額を差し引いた税額(個人払いの合計額)

年金特別徴収税額
年金から特別徴収(引き落とし)される月と金額を記載

年金特別徴収
特別徴収を行う公的年金の種類と支払者の名称

普通徴収税額 第1・2期
年税額の約半分を2期に分けて支払う

普通徴収税額 第3・4期
年税額から年金特別徴収分と第1期・2期を差し引いた税額(その他の収入)を2期に分けて支払う

※上記は平成21年度の納税通知書の例です。22年度は書式に変更が加わる予定です。
※支払者の名称にある「社会保険庁」は、平成22年1月1日から「厚生労働大臣」に変わりました。

対象者

- その年の4月1日に65歳以上となる老齢基礎年金等を受給している人で、介護保険料が年金から引き落とされている人
※ただし、次の場合は対象から除外されます。
○当該年度の老齢基礎年金等の年額が18万円未満の場合
○当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える場合

その他のポイント

- 年金特別徴収は、納付方法の変更であり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。
○年金にかかる市民税・県民税の納付方法は選択できません。
○年金から引き落とされる市民税・県民税は、前年中に受給した年金の総額に対して課税された税額です。
○年金のほかに給与や営業・不動産等の所得がある場合、年金以外の所得に対する税金は納付書で支払う(普通徴収)か給与からの引き落とし(特別徴収)になります。
○年度の途中で年金に係る税額の増減や転出等の異動があった場合は、残りの税額は普通徴収(個人払い)になります。

平成22年度の徴収方法
(21年度から特別徴収開始の人)

4・6・8月は前年度2月と同額を年金から仮徴収し、10・12・2月は平成22年度の年税額から仮徴収税額を引いた残りの税額を引き落とします。

特別徴収(年金からの引き落とし)					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成22年2月に徴収した税額と同じ金額ずつ			年税額から4・6・8月の仮徴収合計税額を引いた金額の1/3ずつ		

2 固定資産税・都市計画税について

固定資産税とは

毎年1月1日（賦課期日）現在の**土地・家屋・償却資産**の所有者が、それらの固定資産の価格をもとに算定された税額を市に納める税金です。

都市計画税とは

都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用にあててことを目的として課税されるもので、**市街化区域内にある土地・家屋**の所有者が市に納める税金です。

固定資産税・都市計画税の「納税通知書」は毎年、5月の連休明けに発送の予定です。

【「納税通知書」には課税標準額、税率、税額、納期、納付場所などが記載されています。

認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置が創設されました

劣化対策
耐震性
維持管理・更新の容易性
可変性
バリアフリー性
省エネルギー性
居住環境
住戸面積
維持保全計画

一定の基準を満たし、草加市の認定を受けた新築住宅を「**認定長期優良住宅**」と呼びます。

※認定は住宅・都市計画課でおこなっています。

- ◆対象
平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築された「認定長期優良住宅」
- ◆減額
一戸あたり120㎡を限度として、固定資産税の1/2を減額
- ◆減額期間
①3階建以上の耐火・準耐火住宅…新築後7年
② ①以外の住宅…新築後5年
- ◆手続き
資産税課に申告が必要となります。

問い合わせ先

資産税課

土地係 ☎048-922-1081
家屋係 ☎048-922-1092
償却資産係 ☎048-922-1068

土地に関する Q&A

■土地の税額が高くなったのですが

Q 平成21年10月に住宅を取り壊し駐車場にしたのですが、平成22年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 土地の上に一定要件を満たす住宅があれば、「住宅用地に対する課税標準の特例」として、土地の面積に応じて定められている特例率を適用し、減額されます。
しかし、家屋を取り壊し、駐車場に用途を変更したことで、平成22年1月1日現在は特例が適用されず、税額は高くなります。

家屋に関する Q&A

■家屋の税額が高くなったのですが

Q 平成18年に木造新築の一戸建てを購入しましたが、平成22年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 新築の住宅については、一定の要件の中で、決まった期間（3階建以上の耐火・準耐火住宅については5年、その他の住宅については3年）固定資産税額が2分の1に減額されます。
この期間が終了し、本来の税額となり高くなったものです。

償却資産に関する Q&A

■免税点未満の際の申告について

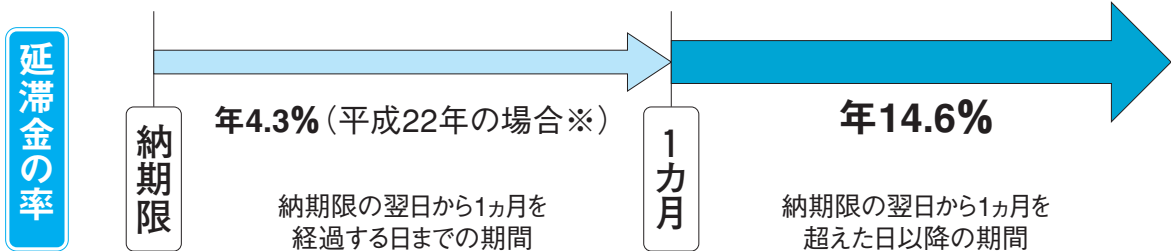
Q 私は雑貨店を営む者ですが、昨年はじめて償却資産の申告書が送付されてきました。小さい店で、償却資産も150万円の免税点を超えたことは一度もありません。免税点未満となって、税金がかからないものでも申告しなければならないのでしょうか？

A 免税点未満の場合であっても、その年の1月1日現在において償却資産を所有している人は、その償却資産の所在地の市町村長に対して、償却資産の申告をしなければなりません。

3 市税の納期内納付のお願い

Q 納期内に税金を納付しないとどうなりますか？

A1 延滞金が加算されます。延滞金の率及び計算方法は次のとおりです。



※平成12年1月1日以後、納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間については、前年の11月30日経過時点での日本銀行法の規定に定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合（0.1%未満端数切り捨て）が年7.3%に満たない場合には、この商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合で延滞金が計算されます。

延滞金の計算

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額}}{(1,000\text{円未満切り捨て})} \times \text{率} \times \frac{\text{延滞した日数}}{365}$$

A2 税の公平、公正を確保するために、預貯金等の債権・不動産・動産・自動車など財産の差押処分を行います。

さらに、差押え後納付されない場合、換価又は、公売を行うこととなります。公売とは、入札または競り売りの方法で差押財産を売却する方法です。

平成19年度からインターネットオークションを利用して動産の公売を実施し、腕時計等を公売しました。

今後も、県等と行う不動産共同公売やインターネットオークションを利用して公売を実施していく予定です。

詳細は、草加市ホームページ（<http://www.city.soka.saitama.jp/>）をご覧ください。